

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令等の一部改正について

平成28年1月22日
経済産業省
商務流通保安G
製品安全課

1. 改正の概要

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第46条第1項において、液化石油ガス器具等を製造、輸入する場合は、技術上の基準に適合することとしており、技術上の基準については液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令(昭和43年通商産業省令第23号。以下「技術基準省令」という。)で規定している。

技術上の基準については、液化石油ガス器具等の品目毎に材質、構造、試験方法等の詳細な仕様を定めた「仕様規定」となっていたが、日々進化する新基準・新製品に対し、より迅速に対応するため、平成28年1月22日、技術基準省令を改正し、液化石油ガス器具等が満たすべき安全性能を明確化した「性能規定」に改め、同年4月1日から施行する。

また、性能規定化された技術基準を満たすものとして、現行の技術基準省令における「仕様規定」を例示すべく、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について(20140901商局第3号。以下「解釈」という。)の改正を行った。

2. 改正の具体的内容

(1) 技術基準省令の改正

別表第3を改正し、液化石油ガス器具等ごとの詳細な技術基準に代えて、液化石油ガス器具等に共通で求められる性能について規定した。具体的には次の事項を定めた。また、別表第3の改正に伴う所要の改正を行った。

○一般要求事項(5項目)

- ・安全原則
- ・安全機能を有する設計等
- ・供用期間中における安全機能の維持 等

○危険源に対する保護(10項目)

- ・火災の危険源からの保護
- ・無監視状態での運転を考慮した安全設計
- ・異常燃焼又は有害な燃焼ガスの発生による危害の防止 等

○表示(2項目)

- ・一般
- ・個別の規定

(2) 解釈の改正

別添5を改正し、性能規定化された技術基準を満たすものとして、現行の技術基準省令における「仕様規定」を品目毎に例示した。

3. スケジュール

平成28年1月22日 公布

平成28年4月 1日 施行